

事業者の方へ



能美市マイカー購入 応援企業補助金

社員1人あたり最大5万円まで補助します

※新規採用職員一人あたりに実施した助成費用の2分の1を補助

補助対象者について

いずれも該当する、**1年以上継続して事業を営む市内企業**が対象です。

(1) 雇用した**新規採用職員**が購入する**通勤用マイカー**の購入費用に対し、

補助事業実施年度内に当該**費用の一部を助成している**こと。

(2) マイカー購入費用への助成実施にあたり、あらかじめ自社において有効な

新規採用職員への**通勤用マイカー購入費助成制度を施行させている**こと。

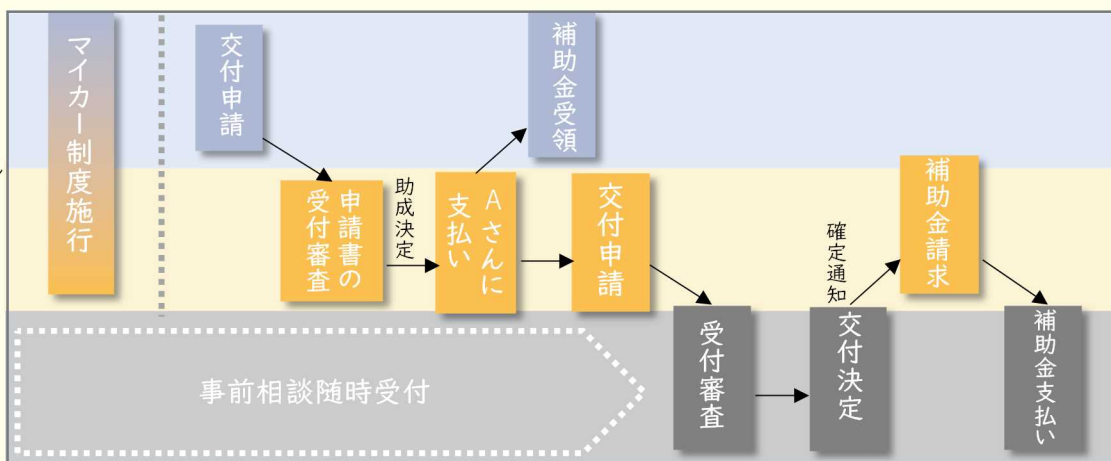
※新規採用職員 補助事業実施年度の4月1日から3月31日までの間に雇用を開始し、45歳未満で、市内に住所を有するもの。

※通勤用マイカー 売買契約を締結した日が、事業実施年度の前年度10月1日から補助事業実施年度の3月31日までの間

市への申請は、企業の通勤用マイカーの購入費用に対する助成実施日(支払日)が属する次の期間の区分に応じ、それぞれ当該年度に定める期日です。

■4月1日～9月30日:当該年度の10月15日まで ■10月1日～3月31日:翌年度の4月15日まで

10月1日以降、
マイカー購入



申請について

詳細について、まずはご相談ください。

能美市企画振興部企画地域振興課(能美市来丸町1110番地)

TEL: 0761-58-2212

E-mail: kikaku@city.nomi.lg.jp

申請に必要な書類は、右記QRコードからご確認ください。

